

令和3年

11月農業委員会総会議事録

■日 時	2021年（令和3年）11月11日（木）14：30～14：55	反訳：株式会社
■場 所	和泉市コミュニティーセンター4階中集会室	会議録研究所
■出席者 （敬称略） （議席順）	[農業委員] 計（10名） 1 若林 主治 2 橋本 卓爾 3 辻野 清一 4 5 6 藤原 松男 7 前田 敏行 8 岡田 如弘 9 福本 敏行 10 飯阪 保 11 森 勝義 12 友田 博文 13 [欠席委員] 計（3名） 4 西辻 達佳 5 田口 榮男 13 式森 彦人 [事務局] 計（4名） 中塚 好一 富永 利幸 丸鳩 清乃 麓 信也	
■提出資料	議案書	
■議案	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請承認について 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請承認について 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請承認について 議案第4号 農用地利用集積計画の決定について 議案第5号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認について 報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の専決受理について 報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の専決受理について	

■議事内容

事務局	<p>お忙しいところありがとうございます。</p> <p>それでは、ただいまから令和3年11月の委員会総会を進めさせていただきます。</p> <p>開会に当たりまして、友田会長、御挨拶をお願いいたします。</p>
友田会長	<p>（時節の挨拶）</p> <p>では、早速ですが、本日の出席数を事務局から報告願います。</p>
事務局	<p>本日、委員会に出席されております委員さんは9名でございます。</p> <p>欠席の旨、連絡のありました委員は、4番、西辻委員さん、5番、田口委員、13番、式森委員。</p> <p>したがいまして、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定によりまして、本委員会総会が成立しておりますことを御報告いたします。</p> <p>それでは、友田会長、議事進行、よろしくをお願いいたします。</p>
友田会長	<p>本日の議事録署名人は、11番、森勝義委員、1番、若林主治委員の御両名をお願いいたします。</p> <p>（両委員の承諾あり）</p> <p>それでは、議案書1ページをお願いいたします。</p> <p>11月委員会議事日程、議案第1号から議案第5号、報告第1号から報告第2号に</p>

なっておりますので、よろしくお願いいたします。

議案書 2 ページをお願いいたします。

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請承認について、農地所有権移転 3 件に関する申請を別表のとおり定めるものといたします。

議案書 3 ページをお願いいたします。

議案第 1 号、1 番、一条院町の物件につきまして説明願います。

事務局。

事務局

事務局の丸鳩でございます。

議案書 3 ページ、1 番について説明させていただきます。

許可を受けようとする土地の所在は一条院町で、地目は田 2 筆、面積は 1, 192 m²、譲渡人、譲受人、経営面積、年齢、人員、農地区分につきましては議案書記載のとおりでございます。

申請地は水稻栽培されている農地であり、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。

申請地の立地は、譲受人の拠点となる場所から約 0.6 km、徒歩で 8 分の距離に位置しております。

譲受人は、耕運機等を保有しており、農業従事日数は 100 日で、3 年 3 耕作を行う旨の誓約書が添付されております。

また、周辺地域との関係については、周辺農地の耕作に支障のないよう注意いたします。農薬の使用方法等については、地域の防除基準に従いますとのこと。

続きまして、地区担当の橋本委員から受けました調査結果を報告いたします。

現地を確認したところ水稻栽培されており、譲渡人・譲受人に電話にて意思確認いたしました。譲渡人は譲渡することに同意されており、譲受人は申請地で作物を栽培する予定です。なお、通知書では作付予定の作物が水稻となっておりますが、本人に面談したところ、野菜類の作付を行う予定です。申請どおり問題ありませんとの報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員会議においても、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

友田会長

説明が終わりました。

この件につきまして、異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。

異議なしということで、議案第 1 号、1 番については許可することに決定いたします。

続きまして、議案第 1 号、2 番、黒鳥町の物件につきまして事務局から説明願います。事務局。

事務局

議案書3ページ、2番について説明させていただきます。

許可を受けようとする土地の所在は黒鳥町で、地目は田4筆、面積は2,397㎡、譲渡人、譲受人、経営面積、年齢、人員、農地区分につきましては議案書記載のとおりでございます。

申請地は水稻栽培と果樹栽培されている農地であり、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。

申請地の立地は、譲受人の拠点となる場所から約0.5km、徒歩で6分の距離に位置しております。

譲受人は、耕運機等を保有しており、農業従事日数は200日で、3年3耕作を行う旨の誓約書が添付されております。

また、周辺地域との関係については、付近の農地に迷惑をかけないように耕作しますとのことです。

続きまして、地区担当の橋本委員から受けました調査結果を報告いたします。

現地を確認したところ水稻栽培されており、譲渡人・譲受人に電話にて意思確認いたしました。譲渡人は譲渡することに同意されており、譲受人は、申請地で野菜類などの栽培をする予定です。申請どおり問題ありませんとの報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員会議においても、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

友田会長

事務局の説明が終わりました。

この件につきまして、異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。

異議なしということで、議案第1号、2番については許可することに決定いたします。

続きまして、議案第1号、3番、阪本町、桑原町、黒鳥町二丁目、府中町の物件につきまして事務局から説明願います。事務局。

事務局

議案書3ページ、3番について説明させていただきます。

許可を受けようとする土地の所在は阪本町、桑原町、黒鳥町二丁目、府中町で、地目は田2筆、畑4筆、面積は1,573㎡、譲渡人、譲受人、経営面積、年齢、人員、農地区分につきましては議案書記載のとおりでございます。

申請地は休耕地であり、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。

申請地の立地は、譲受人の拠点となる場所から約1.8から4km、軽トラックで5分から12分の距離に位置しております。

譲受人は、耕運機等を保有しており、農業従事日数は180日で、3年3耕作を行う旨の誓約書が添付されております。

また、周辺地域との関係については、付近農地に農薬の使用など支障のないよう注意し農作業を行いますとのことでした。

続きまして、地区担当の森富士雄推進委員、辻野委員から受けました調査結果を報告いたします。

現地を確認したところ休耕地であり、譲渡人・譲受人に意思確認いたしました。譲渡人は譲渡することに同意されており、譲受人は、申請地でタマネギ栽培をする予定です。申請どおり問題ありませんとの報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員会議においても、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

友田会長

事務局の説明が終わりました。

この件につきまして、異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。

異議なしということで、議案第1号、3番については許可することに決定いたします。

次に、議案書4ページをお願いいたします。

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請承認について、農地を農地以外の用途に転用1件に関する申請を別表のとおり定めるものといたします。

議案書5ページをお願いいたします。

議案第2号、番号1、春木川町、若樫町の物件について事務局から説明願います。

事務局。

事務局

事務局の麓でございます。

議案書5ページ、1番について説明させていただきます。

物件の所在地は春木川町及び若樫町で、地目は田4筆、面積は555㎡、転用目的、申請人、施設物、農地区分につきましては議案書記載のとおりでございます。

また、農地基本台帳において小作人の登録がないことを確認しております。

農地転用の許可要件に規定されております立地基準につきましては、住宅の用もしくは事業の用に供する施設または公共施設もしくは公益的施設が連担している農地であるため、3種農地と判断します。

転用目的は露天駐車場で、申請人は医療法人和泉会からの要望を受け、職員及び来客用駐車場を設置するものです。

続きまして、地区担当の山本推進委員から受けました調査結果を報告いたします。

申請地は駐車場に転用してある。申請地を転用することにより、周辺農地及び水路などへの影響はないと認められる。申請者に確認したところ申請内容に間違いなく、駐車場に使用することであり、許可やむを得ないと認めますとの報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員会議においても、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

友田会長

事務局の説明が終わりました。

この件につきまして、異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。

議案第2号、番号1については許可やむを得ないということで大阪府に報告いたします。

次に、議案書6ページをお願いいたします。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請承認について、農地を農地以外の用途に転用するため、これらの所有権の移転1件に関する申請を別紙のとおり定めるものといたします。

議案第3号、番号1、春木町の物件について事務局から説明願います。事務局。

事務局

議案書7ページ、1番について説明させていただきます。

物件の所在地は春木町で、地目は田3筆、面積は1,814㎡、転用目的、譲渡人、譲受人、施設物、農地区分につきましては議案書記載のとおりでございます。

また、農地基本台帳において小作人の記載がないことを確認しております。

農地転用の許可要件に規定されております立地基準につきましては、市街地化の傾向が著しい区域に近接する農地の区域で、その規模が10ha未満の農地であるため、2種農地と判断します。

転用目的は露天資材置場で、譲受人は一般建設業を営む法人であり、土木や造園などの資材置場がなく、申請地付近への事業拡大を図るため、ユンボ、フォークリフト、2tトラック、RC杭などの露天資材置場を設置するものです。

続きまして、地区担当の山本推進委員から受けました調査結果を報告いたします。

申請地は現在、遊休地である。申請地を転用することにより、周辺農地及び水路などへの影響はないと認められる。譲受人・譲渡人に確認したところ、譲渡人は譲受人から申請内容の話があり合意したとのことで、譲受人は、許可後、速やかに転用し、地目を変更するとのことであり、許可やむを得ないと認めますとの報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員会議においても、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

友田会長

事務局の説明が終わりました。

この件につきまして、異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。

議案第3号、番号1については許可やむを得ないということで大阪府に報告いたします。

議案書8ページをお願いいたします。

議案第4号 農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条の規定による農用地利用集積計画1件を別表のとおり定めるものといたします。

議案書9ページをお願いいたします。

議案第4号、1番、室堂町の物件について説明願います。事務局。

事務局

議案書9ページ、1番について説明させていただきます。

物件の所在地は室堂町で、地目は田2筆、面積は1,143㎡でございます。

貸手、借手、設定する利用権、借手の経営面積、新規・継続の別、農地区分につきましては議案書記載のとおりでございます。

申請地は水稻栽培されている農地であり、農地基本台帳において小作人の記載がないことを確認しております。

続きまして、地区担当の前田委員から受けました調査結果の報告をいたします。

現地確認を行い、水稻栽培されている農地であり、貸手、借手に意思確認を電話でいたしました。貸手は、申請地を貸すことに同意されております。借手は、申請地で作物を栽培する予定であります。申請どおり問題ありませんと報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員会議においても、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

友田会長

事務局の説明が終わりました。

この件について、異議、意見はございませんか。

（異議なしの声）

ありがとうございます。

議案第4号、番号1については決定することといたします。

議案書10ページをお願いいたします。

議案第5号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認について、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第70条の6第1項の規定の適用を受けるための適格者証明願1件に関する願い出を別表のとおり定めるものといたします。

議案書11ページをお願いいたします。

議案第5号、番号1、和気町一丁目の物件について、事務局、説明願います。

事務局。

事務局

議案書11ページ、1番について説明させていただきます。

物件は和気町一丁目、地目は田3筆、面積は3,846㎡でございます。

被相続人、相続人、被相続人との関係、相続開始年月日、農地区分につきまして議案書のとおりとなっております。

また、地区担当、辻野委員と現地調査を行いましたところ水稻栽培されており、営農していく意思を確認いたしました。

また、農地利用最適化推進委員会議においても、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

友田会長

事務局の説明が終わりました。

この件につきまして、異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。

議案第5号、番号1については承認することといたします。

次に、報告案件に移ります。

議案書12ページ、報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の専決受理について、農地を農地以外の用途に転用4件を専決により受理しましたので報告いたします。

13ページを御参照ください。

次に、議案書14ページ、報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の専決受理について、農地を農地以外の用途に転用するため、これらの使用貸借権の設定1件、所有権移転4件を専決により受理しましたので報告いたします。

15ページを御参照ください。

以上で本日の審議は全て終了いたしました。

この際ですから、何か御意見、御要望、何かありましたらお聞きいたしますが、何かございませんか。

(質疑等なし)

ないようですので、本日は委員皆様方におかれましては、お忙しい中、誠にありがとうございました。

これで農業委員会総会を終了させていただきたいと思っております。

ありがとうございました。

閉会時間 14時55分

上記会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するためにここに署名する。

会 長

委 員

委 員